

製紙所連合会の設立と価格協定

—日本におけるカルテル的活動の嚆矢—

四 宮 俊 之

目 次

- 一 はじめに
- 二 製紙所連合会設立の背景と目的
- 三 販売価格協定の実施
- 四 価格カルテルとしての評価
- 五 むすび

一 はじめに

製紙所連合会は、日本の近代鉱工業分野で最初の同業者団体として、製紙(洋紙)業者によって明治一三(一八八〇)年一二月に設立された⁽¹⁾。そして、設立当初から明治一六年一月に至るまで、洋紙販売価格の協定を実施していった。したがって、製紙所連合会は、その後明治一五年一〇月に綿糸紡績業者の同業者団体として設立された紡績連合会⁽²⁾とともに、日本における最初のカルテル的組織でもあるといわれてきた。ただし、製紙所連合会の設立をカルテル的組織結成の嚆矢とする見解には、また異論も多い。その代表的見解は、製紙所連合会をカルテルのような市場の独占的支

配や競争の制限をめざした団体ではなくて、単なる同業組合的団体に過ぎなかったとみるものである。⁽³⁾

このように製紙所連合会の性格や意義については、研究者の間に異なった見解がある。その上、こうした見解の中には、紡績連合会をめぐる同様な見解の相違に結び付けて論じているケースも少なくなかった。そのため、製紙所連合会の設立をめぐる見解の相違は、日本のカルテル形成史における論争点の一つにまでなってきたといつてよいだろう。しかし、従来の諸見解については、問題点が少なくないと考える。とくに、それらの見解の多くが、製紙所連合会の設立経過と背景、さらに活動の実態などを実証的に分析して導き出されたものではない点に留意しなければならぬ。すなわち、その多くは、単に製紙所連合会の創立条規を論者ごとにニュアンスの多少異なったカルテルについての考えから解釈してみただけのものであったように思われる。また、このほかに、製紙所連合会を紡績連合会に対比させた議論についても、当時かなり歴然としていた国内の製紙業と綿糸紡績業との間の市場および産業構造の相違を捨象した一面的な展開のものが少なくない。

そこで本稿では、従来あまり具体的に検討されずにいた製紙所連合会の設立と活動に焦点をあてて、その設立の背景と目的、活動の実態、加盟諸企業の動向などを、日本の製紙業経営の発達と関連させながら実証的に分析、説明していきたい。そして、製紙所連合会の設立と活動をめぐる主体的および環境的諸条件を明らかにし、最後に従来の諸見解も再検討することにした。

- (1) 製紙所連合会は、その後明治三十二年日本製紙組合と改称、ついで三十九年日本製紙連合会になる。
- (2) 紡績連合会は、その後明治二十二年大日本紡績同業連合会となり、ついで二十三年大日本綿糸紡績同業連合会、三十五年大日本紡績連合会になる。
- (3) 明治前期の製紙所連合会をめぐる諸見解の対立については、玉城肇『現代日本産業発達史 二九 総論(上)』昭和四二年、三四六―三四七頁などを参照されたい。

(4) 明治前期の紡績連合会をめぐる諸見解の対立については、同上書、三一〇頁。森芳三『明治初期独占論』昭和四四年、一七、六七―七四頁などを参照されたい。

二 製紙所連合会設立の背景と目的

最初に、製紙所連合会設立の背景と目的について、日本の製紙業経営の発達と関連させて考察することにしよう。日本の製紙（洋紙）業は、明治七（一八七四）年の有恒社をはじめに、一二年までの五年間に蓬来社（九年真島製紙所となる）、抄紙会社（九年製紙会社となる）、三田製紙所、神戸製紙所の民営五工場と、京都府営パピール・ファブリック、大蔵省紙幣寮抄紙局（一〇年印刷局抄紙部となる）の官営二工場が相次いで創業されて、移植産業としての発達の緒についた。しかし、明治初期における国内の洋紙需要は、未だ少なかった。そこで、これら製紙工場のほとんどは、創業して間もなく大量の滞貨をかかえ出し、直売だけでなく、在来の和紙商などにも販売を委託するなどして、販路の拡大につとめねばならなかった。そして、抄紙会社のように、製紙業だけでなく、印刷業を兼営して需要の拡大をはかる企業もあった。⁽¹⁾

けれども、やがて明治新政府によって大量の官需がもたらされることになった。すなわち、地租改正作業を進めていた政府は、明治九年に全国の製紙工場へ大量の「地券」用紙を発注したのである。なお、この官需は、はじめ三田製紙所だけに発注された。しかし、三田製紙所は、その大量注文に応じざるだけの生産能力がなかったので、製紙会社（王子製紙の前身）、有恒社、真島製紙所、京都府営パピール・ファブリックの四工場に生産協力をもとめたのである。

こうして未だ創業していなかった神戸製紙所（三菱製紙の前身）と大蔵省印刷局工場を除いた全国の製紙工場で政

第1表 製紙会社業績の推移

	製紙売上高 (単位：1000) 円	製紙売上高 純利益率(A) (%)	資本 純利益率(B) (%)	実配 当 質 率 (%)
明治10	—	—	21.9	0
11	—	—	25.3	0
12	—	—	8.4	0
13	114.0	3.9	4.8	0
14	205.5	23.4	21.2	8.6
15	221.9	31.2	30.6	16.5
16	206.2	21.0	19.0	11.0
17	186.5	27.3	22.0	12.0
18	193.4	25.1	20.9	12.0
19	215.0	22.7	21.9	12.0

(注) (A)の純利益は、製紙部門のみ

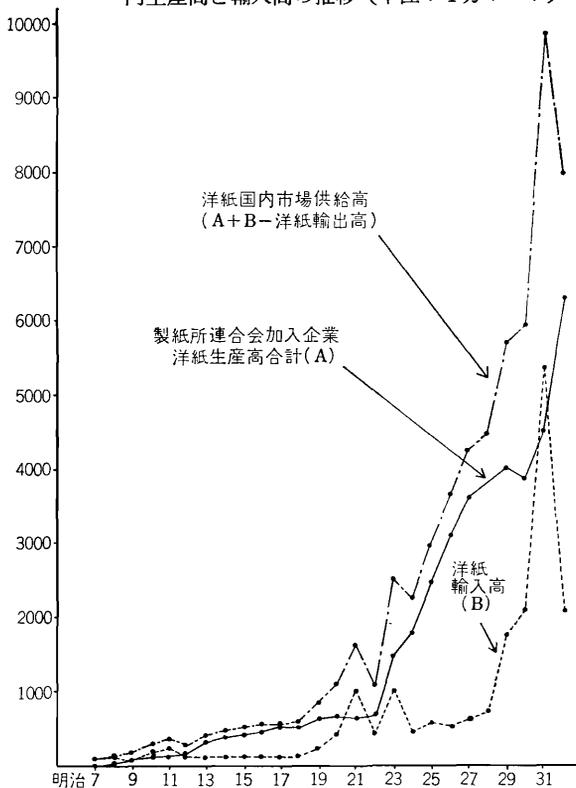
(B)の純利益は、製紙部門と印刷部門を含む
各期『製紙会社考課状』より作成

府用紙の生産が請負られることになった。その上、ここで発注された政府用紙は、技術的に生産の簡単な厚紙であつて、価格も一ポンド当り二四銭とかなり割高になっていた。たとえば、製紙会社における生産コストは、約八銭であつたといふ⁽²⁾。したがつて、全国の製紙工場は、その後しばらくの間、政府用紙の生産によって活況を呈し、創業以来累積していた欠損を償却できたのである。

ただし、こうした官需は、明治一〇年末になると次第に減少しはじめ、先細りの傾向が明らかになった。そこで、各製紙企業は、官需にかわる新たな需要を確保しなければならなかつた。しかし、官需にかわる大口の需要をすぐに見出すのは、けつして容易でなかつた。

たとえば、製紙会社では、明治一〇年一〇月に官需中心の製品市場戦略を民需中心に切換える検討をはじめたが、試算によると工場の生産能力に見合うだけの需要を確保出来る見通しがつかなかつた。すなわち、当時すでに民間最大の需要品になつていた新聞用紙の東京全市一日当り消費量が二万五〇〇〇—三万五〇〇〇枚(平判紙)ほどであつたのになつて、製紙会社の全生産能力は、新聞用紙に換算すると一日当り八万枚(五二四一ポンド)と見積られた。それゆゑ、これに他企業の製紙高と輸入高を加えるならば、需給のアンバランスが歴然としていた⁽³⁾。このほかに、製紙会社の印刷用紙は、技術の未熟や機械の

第1図 洋紙の国内市場供給高（輸出を除く）および国内生産高と輸入高の推移（単位：1万ポンド）



(注) 王子製紙編『日本紙業総覧』付録6-7頁から作成

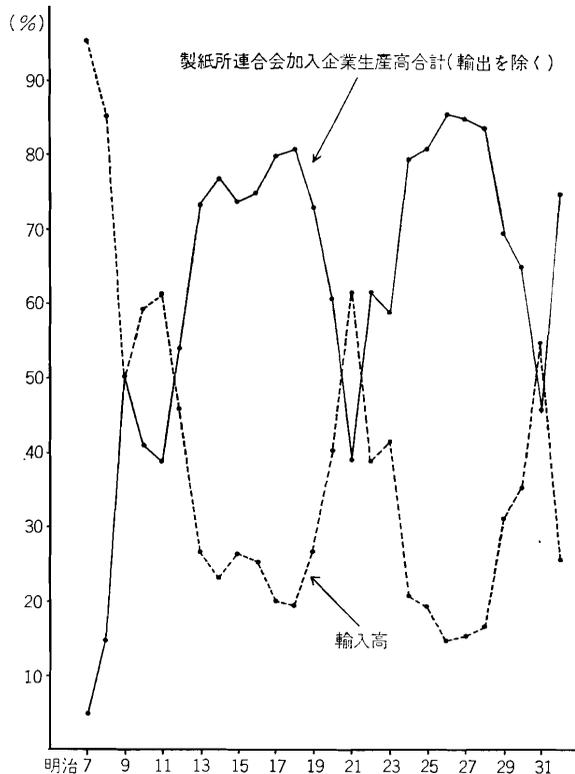
不良によって、当時国内市場の過半をおさえていた輸入紙に比べると、コスト、品質ともに未だ改善の余地が大きかった。

しかし、それでも、製紙会社は、官需の減少が明らか以上に、官需依存から民需中心への戦略転換を急がねばならなかった。そこで、製品コストを無視した投げ売りをあえて行っても、とにかく民間の需要を先に確保し、並行して生産の拡大によるコストの低減化をはかっていこうとした。だが、こうした戦略の転換は、未熟な技術力によって生

産の拡大が当初の計画通りに進まなかったもので、急激な経営業績の悪化を引起した。すなわち、第一表のように払込み資本純利益率は、西南戦争後の洋紙市況の活況によって明治一一年に二五%の高水準を維持できたものの、一二年になると八%、一三年には五%へと急落した。

こうした製紙会社の不振からも窺い知れるように、明治一〇年頃の国内製紙業は、官需によって潤っていたが、未だ十分に自立的発

第2図 洋紙の国内市場供給高に占める輸入紙と国産紙の比率



前掲『日本紙業総覧』から作成

リカにおける「筆記用紙」工場の日産能力は、一二トン（二万四〇〇〇ポンド）から二・五トン（五〇〇〇ポンド）の間で、また「書籍及新聞用紙」工場は、二〇トン（四万ポンド）から六トン（一二二〇〇ポンド）の間であった。これに対して、その頃すでに国内最大の製紙企業であった製紙会社の日産能力は、五二〇〇ポンド位に過ぎず、「筆記用紙」工場ならともかく、「書籍及新聞用紙」工場としてはアメリカの半分以下の規模であった。⁽⁶⁾

けれども、国内製紙業にとって幸運であったのは、その頃から日本の外国為替相場が下落しはじめたことであっ

達をとげるまでに至っていないか
 った。第一図の洋紙国内市場供
 給高に占める国内生産高と輸入
 高の推移を見ても、明治一〇、
 一一年の国内生産高は、一二〇
 一四〇万ポンドにすぎず、未
 だ輸入高を下回っていた。また、
 第二図によっても、その国内自
 給率は、四〇%位であった。

事実、製紙工場の経営規模
 は、アメリカなどの先進国に比
 べると、まだかなり小さかつ
 た。たとえば、明治一一年のアメ

た。すなわち、当時の国際通貨である洋銀（メキシコドル銀貨）の相場は、明治一〇年上期の一・〇二円が、その後の国内インフレとともに一四年上期の一・七二円まで上昇していった。⁽⁶⁾ こうした為替相場の下落によって、輸入紙の国内価格も上昇した。そのために、国産洋紙は、下等印刷用紙を中心として輸入紙との代替を進めていくことができた。かくて、国内製紙業は、製品の品質、コストで輸入紙に未だ及ばなかったまでも、外国為替相場の下落に助けられて、輸入紙の占めていた市場を蚕食しながら、民間需要を確保していくことになった。前掲第一、二図のごとく、国内製紙高は、明治一二年以降輸入紙を急速に凌駕して拡大し、国内自給率も、七〇%台に高まっていった。その上、洋紙の市況は、西南戦争後の新聞発行部数の増加とインフレによる諸物価の上昇を反映して比較的硬調であった。それゆえに、下等印刷用紙の市価は、一〇年から一三年まで一ポンド当り一一〜一四銭の間で比較的安定していた。⁽⁷⁾

このように国内製紙業は、明治一二年頃から官需依存をどうにか脱却して、民間需要を中心に、しかも外国為替相場の下落に助けられて輸入紙との代替を進めながら、国内市場の三分の二以上のシェアをどうにか確保していくようになった。そして、こうした国内製紙業の自立化を重要な環境的条件としながら、明治一三年一二月に製紙所連合会が設立されていくのである。

そこで、次に製紙所連合会設立の経過と目的を検討していこう。

製紙所連合会設立の最初の契機は、明治一三年に神戸製紙所の創立者であるアメリカ人貿易商ウォルシ兄弟の一人、兄のトーマス・ウォルシが製紙会社社長の渋沢栄一に輸入紙関税引上げ運動の必要を提言したことにあるといわれている。当時の日本は、慶応二（一八六六）年に欧米先進国からの圧力によって押しつけられた不平等条約のもので、輸入品にたいして従価五%の低率関税しか課することができなかった。そのため、ウォルシは、渋沢にたいして

国内の製紙業を保護するのに、輸入紙一ポンド当り二〇三セントの関税引上げが必要なことを説いたのである。⁽⁸⁾

このようにウォルシが貿易業（横浜と神戸にウォルシ・ホール商会経営）を本業とする一方で、自由貿易の妨げになる関税引上げ運動を提言したのは、一見矛盾するようであるが、彼らの兼営していた神戸製紙所が当時未だ輸入紙の中心になっていたイギリス製洋紙と同じような上等印刷用紙を主力製品としていたのに無関係でなかったと思われる。ただし、ウォルシのこうした提言は、その後明治二七年に日本の関税自主権が原則として回復されるまで、関税の引上げが実現不可能であったので、すぐに具体的な運動にまで発展していかなかった。けれども、その際に国内製紙業者の団結にも話題が及んだようで、ウォルシ（神戸製紙所）と渋沢（製紙会社）は、それ以後、製紙所連合会の結成に主体的な役割を担っていくようになった。

すなわち、製紙会社は、明治一三年六月東京府下の製紙業者と有力洋紙商の合同による「相談会」をまず主催していった。この会合は、表向き「事業経営に関する諸種の相談会」であったが、実際には製紙所連合会設立の準備会であったといわれている。したがって、製紙業の同業者団体結成について、意見の交換がなされたと推測される。⁽⁹⁾

ついで明治一三年一月二日、製紙会社と神戸製紙所、それと有恒社、真島製紙所、三田製紙所、磯野製紙所（京都府宮バピール・ファブリックが一三年民間払下げ）を加えた製紙企業六社の代表者によって、全国の民間製紙業者による「同業会組織」の結成が協議されることになった。その席上で、トーマン・ウォルシは、母国アメリカの製紙業者によって明治一一（一八七八）年「ペーパー・メーカーズ・アソシエーション」（アメリカ製紙者協会）というカルテル的同業者団体が結成されたことを取り上げて、日本にも同様の団体を設立すべきであると主張した。

ちなみに、このアメリカ製紙者協会は、アメリカの洋紙市況悪化を抑制するために、結成と同時に一八八二年まで「製品制限法」（生産制限）を実施したが、結局生産カルテルとしての紙価引上げに失敗して、それ以後次第に親睦

団体へ性格を変えていくようになった。¹⁰⁾

しかし、ともかくも、ウォルシは、こうしたアメリカの事例を示しながら、同業者団体結成の必要性を説いた。また渋沢も、このウォルシの主張に賛成した。さらに、明治一二年アメリカへ技術研修のため派遣されて一三年一月帰国して間のなかった製紙会社副支配人の大川平三郎も、同じように賛成意見を述べたといわれている。その結果、出席した各社の代表者は、同業者団体の結成に原則として合意し、創立条規の原案作成を製紙会社に委託したのである。¹¹⁾そこで、製紙会社は、僅か一週間ほどで第一次案をまとめ上げて、真島製紙所社長の真島襄一郎（一三年から三田製紙所も経営）とウォルシの兩名に回覧して意見をもとめた。すると、ウォルシは、製紙会社の案を複雑過ぎるとして、自らの私案を示した。そのため、ウォルシと製紙会社の大川との間であらためて協議が行なわれ、製紙会社による創立条規の原案が最終的にまとめられたのである。¹²⁾

かくして、前回協議に加わった各社の代表者が明治一三年二月二六日に再び集まって、その創立条規原案を正式に承認して、製紙所連合会を発足させたのである。当初の加盟企業は、製紙会社、神戸製紙所、有恒社、真島製紙所、三田製紙所の五社であった。また、当日に代表者の欠席した磯野製紙所は、翌月の一四年一月に遅れて加入した。

こうして製紙所連合会は、大蔵省印刷局を除く全国の製紙業者を網羅する同業者団体として設立された。それでは、どのような活動を目的に設立されたのかを、さらに検討していこう。

さて、製紙所連合会創立条規¹³⁾の冒頭をみると、「日本ノ各製紙所ハ其製紙法ヲ改良シテ更ニ事業ヲ擴張シ且其紙價ヲシテ外国輸入ノ紙品ヨリ低廉ナラシムルノ目的ヲ以テ爰ニ製紙所連合会ヲ開キ其条規ヲ設クル」として、国内製紙業の技術改良と事業規模の拡大、それと輸入紙を下回る低価格の実現を設立の目的にいちおう掲げている。そして、さらに具体的な活動としては、洋紙販売価格の協定、有力洋紙商との提携強化、情報交換の促進、労務協定という四

項目の実行をあげている。

まず、販売価格の協定については、二二条におよぶ全条文の第一条で「連合会ハ三ヶ月ニ一回宛其會議ヲ開キ出席會員ノ議決ヲ以テ印刷用紙上等品ノ最高價格ト下等品ノ最低價格トヲ定ムヘシ」と定めている。また、その協定価格の決定については、同じく第一条の末尾に「但此價格ヲ定ムルトキハ重立チタル紙商人ノ意見ヲモ問合セテ之ヲ斟酌スヘシ」としたほかに、第三条で「最高最低ノ價格ハ専ラ外国輸入紙ノ時価ニ基キ且紙材原料ノ價格ト工賃ノ高低トニ応シ定式又ハ臨時ノ會議ニ於テ隨時之ヲ更生スルヲ得ヘシ」と規定している。さらに、その価格の変更は、「通例會議ニ於テ決定スル」が、急場に限って「回章ヲ以テ各製紙所ノ意見ヲ問ヒ多数ノ同意ヲ得テ之ヲ改正」すると、第一八条に定めている。このほかに、第二条で「各製紙所ハ此極度價格ヲ會議ニ於テ議定セシ後ハ他日再議シテ之ヲ改定スル迄ハ必ス之ヲ遵守シ決シテ密ニ之ヲ増減スヘカラス」として、その協定価格が単なる標準価格の申し合せではなくて、加盟諸企業の価格設定を拘束することが述べられている。

つぎに、有力洋紙商との提携強化については、先の第一条で協定価格の決定に「紙商人ノ意見ヲモ問合セ」としていたほかに、第一七条で「製紙所ハ工業ヲ以テ専務トスル者ナレハ製紙所ノ売捌ハ成ルヘク紙商人ヲ選テ之ヲ売捌人ト為スヘシ」として、特定の洋紙商に製品の流通を任せていくことが定められている。そして、洋紙商との協力関係を強化するために、「連合会ハ務メテ其売捌人ヲ補助シ其營業ノ便利ヲ謀ルヘシ故ニ此目的ヲ以テ時々売捌人ト連合会トノ間ニ係ル規則ヲ協議スヘシ又連合会ハ其會議ノ席ニ売捌人ヲ招キ議事ヲ傍聴セシムルコトアルヘシ」と規定している。

ついで、情報交換の促進については、第一四条に加盟諸企業間で技術の交流をはかること、また第一五条に生産高と販売高の公表が定められている。さらに、労務協定についても、第一六条で「役員、職工」の引抜きや解雇後一八

カ月以内の無断雇用を禁止している。

創立条規では、このように四項目の活動を規定しているほかに、諸種の事務的規定とともに、条規の違反者にたいする罰則も定めていた。すなわち、第一九条に「連合製紙所中若シ此条規ニ背ク者アルトキハ連合会ハ之ヲ除名スルノ権利アリトス」としていた。もつとも、その後、「然レトモ若シ其犯則者ニシテ其非ヲ悔悟スルトキハ其事情ヲ酌量シ會議ニ於テ多数ノ同意ニ抛リ相当ノ過怠金ヲ徴収シ之ヲ宥恕スルコトアルヘシ」と続けられているので、必ずしも罰則の厳格な適用を考えていなかったとも見うけられる。

ところで、このように創立条規で定められている活動は、すべて疎漏なく実行されたものではなかった。その中で、当初最も重点がおかれたのは、販売価格協定の実施であった。つまり、製紙所連合会は、「明治十三年の末に於て本連合会の設立を見るに至りたる精神の主なるものは所謂最低紙価の決定にありしや言を瘖たず」というように、この価格協定を主たる活動とするために設立されたといつてよかつた。したがつて、製紙所連合会の性格や意義をめぐることまでの諸研究も、この価格協定の評価を中心に展開されてきた。そして、製紙所連合会を洋紙の販売価格協定による輸入防遏を最大の目的として設立された同業組合的団体とする通説も形成されたのである。

しかし、この販売価格の協定は、輸入防遏を最大の目的にしていたのであろうか。その点を、価格の具体的な決定を通して、見ることにしよう。

製紙所連合会の販売価格協定は、明治一三年一二月の発会式当日に「新聞用紙即普通印刷用紙」一ポンドの「上等品」最高価格を二〇銭、同「下等品」最低価格を一四銭に決議してはじめられた。このうちで、前者の「上等品」最高価格の協定は、その頃まで輸入紙の中心になってきたイギリス製上等印刷用紙の防遏を意図したものと考えられる。と
いうのは、創立条規に掲げられているように「外国輸入品ノ時価ニ基キ」ながら「其紙価ヲシテ外国輸入紙品ヨリ低

廉ナラシムル目的」で価格協定を行なつていくには、輸入紙の価格以下に最高価格を設定することが必要なためである。^の

他方、後者の「下等品」最低価格の協定は、下等印刷用紙の輸入防遏を直接意図していたものとは考えられない。その最低価格の協定は、たとえ輸入紙の価格以下にその価格を設定したとしても、その価格まで加盟諸企業の下等印刷用紙価格を引下げさせようとするものではなくて、逆に価格の下限を設定することで自由な価格競争によって生じる市価の下落をおさえようとしたものであった。つまり、加盟諸企業相互の価格競争を制限して、市価の高位安定化をはかることが意図されていたのである。

このように製紙所連合会の販売価格協定は、二つの全く別な意図のもとで実施されることになった。すなわち、上等印刷用紙については、輸入紙の価格を下回る最高協定価格の操作によって「輸入品を防止」しようとする一方で、下等印刷用紙については、輸入紙価格や加盟諸企業の生産コストなどを配慮した最低協定価格の操作によって「自国製品の競争を避けんと期し」ていたのである。^のその上、こうした二つの意図のうちで、とくに重点のおかれたのが、先の引用文でも「精神の主なるものは所謂最低紙価の決定にありしや」とあるように、加盟諸企業相互の価格競争を制限しようとする下等印刷用紙の最低価格協定であった。なぜならば、すでに論述したように、当時の国内製紙業の主力製品市場分野は、下等印刷用紙にあった。そして、この分野には、輸入紙が未だ本格的に進出しておらず、加盟諸企業の関心も、輸入の防遏よりもむしろ市価の高位安定化にむけられていたのである。したがって、製紙所連合会の価格協定は、輸入紙に対抗する価格競争の手段としてのみでなく、市場価格の統制をめざす価格カルテル的性格をそなえて実施されていたのである。

そこで次に、この製紙所連合会による価格協定の実態を分析していこう。

- (1) 成田潔英『王子製紙社史』第一卷、昭和四二年、一二三―一二九頁。
- (2) 「紙価の変遷について」(『紙業雜誌』第七卷九号、大正元年一月、四二七頁)。大川平三郎「我製紙工業に就て」(同上書、第七卷一、一、大正二年一月、五四一頁)。
- (3) 製紙会社『回議書』明治一〇年一月(紙の博物館所蔵。以下の一次史料も、同館所蔵のものである)。
- (4) 同上書。
- (5) 「米國紙及紙料協会沿革史」(『紙業雜誌』第一卷一、明治三九年九月、一一頁)。
- (6) 東洋經濟新報社編『明治大正國勢総覽』昭和二年、三五〇頁。
- (7) 関彪「浅野家の有恒社と株式会社有恒社」大正一三年、七頁。渋沢栄一「王子製紙回顧談」(竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第一卷、昭和三年、六七頁)。浜田徳太郎「洋紙二五年史序説」(『紙業雜誌』第一七卷五号、大正一一年九月、一八頁)。
- (8) 鈴木尚夫編『現代日本産業発達史 一二 紙・パルプ』昭和四二年、八一―八二頁。
- (9) 前掲『王子製紙社史』第一卷、一九九頁。
- (10) 前掲「米國紙及紙料協会沿革史」(『紙業雜誌』第一卷一、明治三九年九月、一二―一四頁。第一卷三、三九年一月、九九―一〇三頁。第一卷四、三九年二月、一四九―一五〇頁)。
- (11) 前掲『王子製紙社史』第一卷、一九九―二〇〇頁。二見昇「旧神戸製紙所の起源及沿革」(『紙業雜誌』第一卷五号、大正五年七月、二二五頁)。
- (12) 同上書。
- (13) 「製紙所連合会条規」(日本製紙連合会『明治二五年前後書類―自明治二六年至三一年營業景況』所収)。
- (14) 「日本製紙連合会の起源及其事業 続き三」(『紙業雜誌』第一卷三、明治三九年一月、一三頁)。
- (15) たとえば、前掲『明治初期独占論』二六―二七頁。三和良一「日本のカルテル」(森川英正編『日本経営史講座 四 日本企業と国家』昭和五年、一七〇頁)などを参照されたい。
- (16) 明治一三年二月二六日付、製紙所連合会決議書類(『浅野家有恒社 製紙所連合会書類 自明治一三年至同二〇年』五頁所収)。
- (17) 前掲『紙・パルプ』八三頁。
- (18) 「日本製紙所連合会の起源及其事業 続き二」(『紙業雜誌』第一卷二、明治三九年一〇月、九頁)。また、前掲『紙・パルプ』八三頁も、最高価格の協定が輸入紙との対抗をめざし、最低価格の協定が「国内メーカーの保護」をめざしたと指

摘している。しかし、従来のごうした指摘には、価格協定のメカニズムや、また後述のような産業的、市場的条件などが全く言及されていない。

三 販売価格協定の実施

製紙所連合会は、前述のように明治一三年の設立とともに、最重点活動として価格協定を開始した。しかし、このうちで、下等印刷用紙の最低価格協定は、洋紙市価の安定化をめざしていたが、その後の低価格な輸入紙の出現によって、価格の相次ぐ引下げを余儀なくされていくことになった。そこで、ごうした価格協定の実態を分析しながら、価格カルテルの試みが結局有名無実化して放棄されていく過程と原因を解明していこう。

さて、製紙所連合会における協定価格の変更は、明治一四年五月に「今回ベルデック製下等紙輸入且価格低廉の辺より内国製紙売買上に障碍を醸さんとする景況に付」として、「新輸入紙に類する内地製紙」、つまり下等印刷用紙一ポンドの最低価格を一四銭から一三銭に引下げたのがはじまりであった。⁽¹⁾ その引下げの理由は、右の引用にも明らかごとく、日本の外国為替相場下落によって価格競争力を弱めたイギリス製上等印刷用紙に代わって、一三、一四年頃から製紙所連合会の最低協定価格を下回る低価格のベルギー製下等印刷用紙の輸入が次第に増加してきたためである。ちなみに、一三年一〇月のベルギー製洋紙の輸入価格を調査した記録によると、一ポンド当り洋銀七・三七セント、すなわち邦貨一一銭であった。これを一四年前半期の洋銀相場一ドル一・七二二円で換算しても、一二・七銭に過ぎなかった。⁽²⁾

したがって、洋紙の輸入には用船契約の関係から一度に多量の発注と煩雑な諸手続きが必要なことを考慮しても、製紙所連合会としては、輸入紙との競合によって最低協定価格を一四銭に維持していくのが困難となつていったので

ある。もっとも、この最低協定価格の引下げは、それ以上の高価格による販売を制限するものではなかった。そのため、磯野製紙所のように従来通り一四銭以上の価格による販売を続けると言明した加盟企業もあった。⁽³⁾

しかし、ほとんどの加盟企業は、輸入紙との競争上、最低協定価格の引下げにあわせて紙価を一三銭に下げたと思われる。けれども、それが加盟企業にとって少なからぬ経営的圧迫にもなったようで、その後一四年一月に製紙会社と有恒社によって「何分営業困難ニテ」との意見が出されると、元の一四銭に引上げられたのである。⁽⁴⁾

このように最低協定価格は、最初の価格水準にひとまず戻されたが、依然として続くベルギー製下等印刷用紙の輸入圧力とその頃に生じた国内における新聞の一時的な発行部数減少によって、早くも翌月の一二月になると再び引下げを決定しなければならなかった。すなわち、前回引上げを要望した製紙会社によって、今度は「此際最低価十四銭ヲ固守セハ従前不断輸入スル処ノ洋紙倍売販ノ途ヲ進メ将来大患ヲ生スヘキハ必然ノ勢ナルニ付」とした新たな意見がだされて、一五年一月から再び一三銭に差し戻されることとなった。⁽⁵⁾

だが、この再引下げによっても、下等印刷用紙の市価安定化は、依然として達成されなかった。というのは、安価な輸入紙に加えて、この頃になると松方デフレ不況の影響も現われたして、国内製紙業の生産過剩化傾向が強まったからである。そのため、最低協定価格は、明治一五年四月に「諸物価低落を酌量」してさらに一二・五銭へ、ついで一五年一〇月に「目下輸入紙ノ価格尚低廉ナル景況ナルガ故之レガ防禦ナサルベカラズ」として一一・五銭へと相次いで引下げられていったのである。⁽⁶⁾

かくて、製紙所連合会は、「設立以来即ち明治十四五年の両年は主として最低価の決定を以て緊要時となし之を以て能く市場を左右し又輸入品を防止し得る唯一の手段と認めたるものゝ如く⁽⁷⁾」といわれるように最低価格の協定を重点的活動として展開したが、結局相次いでその価格を引下げていかねばならなかった。そして、この協定価格の引

下げをもたらした最大の要因は、すでに明らかかなようにベルギー製下等印刷用紙の輸入増加にあった。その上、明治一四年上期一・七二円にまで上昇していた洋銀相場は、その後松方デフレ政策によって、一五年上期一・五円というように下降をはじめた。そこで、輸入紙全体の平均価格も、後述のごとく一四年上期の一ポンド一四・四銭から、一五年上期の一二銭まで値下りに転じていった。⁽⁸⁾ だから、製紙所連合会が最低協定価格を前述のごとく段階的に一一・五銭まで引下げずに、また協定破りの行為なども全く行なわれなかったとすれば、国内の製紙業は、第一、二図で示されるように一四年以降も輸入紙全体の増加をくいとめて、七〇%台の国内自給率を維持していくことが出来なかったと推測される。ところで、製紙所連合会加盟企業の中で神戸製紙所を除く五社の代表者は、政府内部で次第に不平等条約の改正について論議が高まったのを見て、明治一五年四月に渋沢栄一を通じて大蔵省と外務省へ輸入紙関税引上げの請願書を提出した。この請願書には、当時の国内製紙業と輸入紙の競合関係がかなり具体的に述べられているので、以下まとめて見ることにしよう。⁽⁹⁾

まず、すでに検討してきたように日本の製紙業が国内市場の三分の二以上のシェアをとにかく掌握していた理由を、「輸入紙ハ……品位精良ニシテ価格モ低廉ナルニ付内地ノ製紙ハ常ニ其販路ニ苦ムヲ以テ無慮製紙者一同其損失ヲ願ルノ暇ナク只管製品ヲ廉価ニ売出シ候ヲ以テ漸次輸入紙ヲ駆逐仕候」として、国内企業による低価格競争の展開にもとめている。また、外国為替相場の低落によっても、「輸入紙価ノ割合ニ関係シ大ニ之カ補助ト相成候」として、輸入紙の価格競争力が一時的に弱まったことを指摘している。

ただし、この外国為替相場は、その後回復に転じていった。そのため、一四年上期に一ポンド当り一四・四銭であった「輸入紙価」が「今ハ拾二銭ニ低下」したので、「私共製紙ヲ拾二銭以下ニ売出シ候ハ……実ニ困難ノ至ニ候ヘ共……飽迄彼ト競争セント企図罷在候」として、輸入紙との競合による当時の苦境を訴えている。また、輸入紙によ

る将来のダンピングについて、「紙幣価漸ク価ヲ復シ輸入紙ノ直段随テ低下スルニ際シ海外諸邦ニ於テ製紙夥多ニシテ其需要少キニ当テハ敢テ損益ニ拘ハラスシテ之ヲ東洋地方ニ放売スルヲ以テ時トシテハ輸入紙ニ非常ノ低価ヲ見ルコト共モ可有之」と予想して、その際に「我工場ハ未タ準備ナクシテ……終ニ……閉鎖スル外無之」と述べている。

こうした現状の指摘に続けて、請願書では、輸入紙による圧迫から国内の製紙業を保護するために、輸入される「普通紙類」一ポンド当り二・五銭の従量関税賦課を要望している。そして、もし輸入「紙類全体」に課税が困難であるならば、「私共ノ彼ト競争ニ於テ困難仕ハ下等印刷用紙ニ限り候」と指摘して、下等印刷用紙の輸入だけでも増税するように重ねて要望している。

こうした請願書の内容からも明らかのように、当時の国内製紙業は、すでに国内市場の三分の二以上のシェアを確保して輸入の防遏にある程度の成果を上げていたが、他方ではベルギー製下等印刷用紙の輸入によって依然足元をおびやかされていた。そのうえ、明治一五年頃になると、大蔵省印刷局も、官業収入の増加をめざして官製洋紙の民間向け低価格販売を大々的に開始した。⁽⁴⁾したがって、製紙所連合会の最低価格協定による下等印刷用紙市価の安定化は、一層困難な状況になっていったのである。

こうした輸入紙や官製洋紙などのアウトサイダーによる圧迫のほかに、価格協定の実施方法がきわめてルーズであったことも、最低協定価格の相次ぐ引下げをもたらず副次的要因になったと思われる。ちなみに、価格カルテルについては、企業間の競争を本質的に緩和させるのでなく、むしろ非価格競争を激化させることが一般的に指摘されている。しかし、それだけでなく、製紙所連合会の価格協定は、創立案規から分かるように協定の対象を大まかに「上等品」と「下等品」の印刷用紙に分類して、一ポンド当りの価格を決議するだけの簡単な方法をとっていた。そのために、加盟企業の間では、諸種の協定違反行為が行なわれたようである。

そのような違反行為としては、たとえば価格協定の基準になっているポンドなどの重量単位を使わずに、「枚数」などを基準とした取引によって量目を誤魔化していく方法などがあつた。そのため、神戸製紙所によって、明治一五年一〇月製紙所連合会に「規約の取締にも不都合不少に付」として、取引に重量のみを単位として使用するよう定める議案が提出されたりもした。けれども、この取引単位の統一に関する議案は、他の加盟企業に種々の単位の使用を従来の取引慣行とする意見が強く、結局時機尚早として見送られてしまった。⁽¹⁾ただし、その代わりにの処置と思われるが、同じ一〇日に審議、決定された最低協定価格の再引下げにあつては、梱包する商品に「實際ナル正量」を表示することが付帯条件の一つとして決議された。また、このほかに、一般洋紙以外の「裁落紙、刎紙等」でも最低協定価格以下で販売しないこと、「分引或ハ手数料賞与等ノ如キ且其他ノ名目」によるとか、また商品の運送代や延売りにたいする「期限内相当ノ利子」を「定価」に含めての値引などを行なわないことが同時に決議された。こうした付帯決議の内容は、当時問題になっていた協定違反行為を規制しようとするものであつたといつてよい。⁽²⁾

このような違反行為が少なくなつた点については、製紙所連合会の後身となる日本製紙連合会の機関雑誌である『紙業雜誌』明治三九年号の中に、「若し夫れ各会員が果して其規約を遵守し敢て犯すことなかりしや否やの問題に至りては聊疑を挟まざるを得ざる節なきにあらず」とか、あるいは「各独立營業者が縦令各自の協商に出づればとて斯る空漠たる決議を正直一途に遵守する能はざりしは明瞭なり」などと評されていることでも知れる。⁽³⁾

このようにアウトサイダーの出現と協定実施方法のルーズさが重なつて、製紙所連合会の最低価格協定による下等印刷用紙の市価安定化の試みは、所期の成果をあげることが出来なかつた。また、上等印刷用紙の最高価格協定も、同じく失敗に終つたと推測される。なぜならば、最高協定価格は、明治一三年に一ポンド二〇銭と決議されて以来、変更が行なわれなかつた。この間の事情は、よく分からない。けれども、上等印刷用紙の種類は、下等印刷用紙以上

に多種多様なうえに、国内製紙企業の供給できないものも多かった。また、最高価格協定で輸入防遏化の対象とされた輸入紙の中心は、当初のイギリス製上等印刷用紙からその後ベルギー製下等印刷用紙に移行した。したがって、上等印刷用紙の最高価格協定は、輸入紙駆逐の手段としての意味を失うに至って、じきに死文と化していったように思われる。その上、新たに輸入紙の中心となってきたベルギー製下等印刷用紙は、製紙所連合会の最低協定価格を先行的に下回る低価格であった。そのため、国内製紙業は、輸入紙価格を下回る下等印刷用紙の最高価格協定による積極的な輸入防遏策をとることもできず、最低価格協定による市価下落の抑制策をその後も取り続けていくようになったと考えられる。

しかし他方で、製紙所連合会における最低協定価格の相次ぐ引下げは、やがて加盟諸企業の間には価格協定をめぐる利害関係の対立をもたらし、いくことになった。そうした対立がはじめて表面化したのは、明治一五年一〇月に最低協定価格を一一・五銭にまで引下げた時であった。その際に、発議者の製紙会社と神戸製紙所を除く他の加盟企業は、当初強く引下げに反対した。そこで、この価格引下げは、製紙会社などの賛成派と中小企業の反対派との数度に及ぶ協議を経てようやく実現したのである。⁰⁴

このように下等印刷用紙の最低協定価格引下げが紛糾したのは、半ば慢性化した市価の下落に應じる生産コストの削減を思うように進められなかった中小加盟会社で経営業績の悪化が著しくなっていたためと思われる。そのことは、すでに引用した一五年四月の製紙連合会有志による輸入紙関税引上げ請願書の文面に、「私共製紙ヲ拾二銭以下ニ売シ候ハ……実ニ困難ノ至リニ候……」と記されているのでも推測できる。また実際に、三田製紙所は、一五年八月に経営業績の不振から廃業に追い込まれていた。⁰⁵

では、製紙会社は、こうした中小加盟企業の強い反対にもかかわらず、どうして製紙所連合会における最低協定価

第2表 明治10年代における国内企業の製紙高

単位：1000ポンド、但し（ ）内は%

	製紙会社	神戸製紙所	有恒社	大阪製紙所	磯野製紙所	全国製紙高
明治13	847(27.5)	698(22.6)	179(5.8)	618(20.0)	328(10.6)	3,085(100)
14	1,588(40.0)	833(21.0)	277(7.0)	310(7.8)	399(10.1)	3,968(100)
15	1,685(39.5)	1,165(27.3)	424(10.0)	228(5.4)	520(12.2)	4,261(100)
16	2,156(46.9)	1,064(23.1)	713(15.5)	550(12.0)	354(7.7)	4,600(100)
17	2,251(42.8)	1,307(24.8)	567(10.8)	587(11.2)	456(8.7)	5,265(100)
18	2,529(50.4)	1,311(26.1)	506(10.1)	*550(11.0)	*455(9.1)	5,023(100)
19	3,069(47.7)	2,167(33.7)	810(12.6)	*550(8.6)	*500(7.8)	6,430(100)
20	3,140(46.5)	2,528(37.4)	1,089(16.1)	*550(8.1)	*500(7.4)	6,757(100)
21	3,114(48.3)	2,602(40.4)	726(11.3)	*600(9.3)	*500(7.8)	6,443(100)

注 (1) () 内は全国製紙高に占める比率

(2) *は推定

出所：三菱製紙編『三菱製紙六十年史』昭和37年、21頁。

格の引下げを強引に実現させたのであろうか。勿論、その直接的な理由は、前述のように輸入紙価格の下落にあった。しかし、それ以外に、製紙会社など一部の有力企業と他の中小加盟会社との間の生産性格差が次第に拡大しつつあったことが別の大きな理由になっていったと思われる。

すなわち、製紙会社は、すでに前節で見てきたように明治一二、一三年と経営業績の不振にみまわれたが、アメリカでの技術研修をおえて帰国した大川平三郎の指導によって、一三年末から生産合理化と技術革新の導入がはかられていた。たとえば、一三年頃に操業の不調から三〇〇〇ポンド程度に止まっていた製紙会社の工場一日当り生産能力は、大川による機械の解体修理によって、一四年になると一万二〇〇〇ポンドまで引上げられた。また一五年には、それまでの製紙原料である木綿ポロに比べると割安な稲藁のパルプ化を国内の製紙企業で最初に開始していた。⁴⁶⁾

このような生産合理化と技術革新の導入によって、製紙会社の製紙高は、第二表のごとく明治一四年に前年のほぼ二倍近くに増加して、全国製紙高の四〇%を占めるまでになっていた。また製品コストも、次第に引下げられていった。そこで、不振を続けた

経営業績も、急速な回復を示すことになった。前掲第一表によると、洋紙市況の硬調であった一二、一三年に一〇%を下回っていた払込み資本純利益率は、一四年以降二〇%以上に高まっている。そのために、製紙会社は、他の中小製紙企業が輸入紙の低価格攻勢に苦慮している中で、独自にどうにか対抗できる体制をととのえるようになっていたようである。ちなみに、渋沢栄一社長も、当時の製紙会社について次のように語っている。「一五、六年物価ノ益々下落スルニ当テハ再ヒ困難ニ遭遇セシカ、此損失ヲ補フニハ唯仕事ノ出来高ヲ増シテ所謂教デコナスノ外ナシ、故ニ一方ニ於テハ相場益々下落スルニ従ヒ、一方ニ於テハ益々仕事ノ分量ヲ増シテ、之ヲ補ヒすたすちつく(Static—引用者)ニ取リテ見ルト……仕事益々増加スルニモ拘ハラズ相場益々下落スルカ為メニ、利益ハ常ニ同シト云フノ有様トナレリ」

製紙会社は、このようにしてどうにか独自に輸入紙と競争できる目途をつけていったので、前述のごとく明治一五年一〇月に下等印刷用紙の最低協定価格をさらに引下げさせるべく率先して発議していったのである。また、その最低価格協定の対象から外れる上質印刷用紙を主力製品にしていた神戸製紙所も、その議案に賛成した。したがって、この二社がその引下げに合意していた以上、当初反対していた他の中小加盟企業は、その議案を結局承認せざるをえなかったようである。なぜならば、製紙会社と神戸製紙所の製紙高合計は、先の第二表のように明治一五年に全国製紙高の六七%、また一六年に七〇%を占めるまでとなっており、他の中小加盟企業にたいする生産規模の優位を歴然とさせていたからである。

ところで、こうして表面化した製紙所連合会加盟企業間の利害関係の対立は、その後もさらに拡がっていったと思われる。というのは、価格協定のようなカルテル的活動は、しばしば加盟者の中の非効率的部門の存続を前提にして価格などを取り決めることから、当該産業全体の効率向上をさまたげる傾向が強いといわれる。この点は、製紙所連

合会の最低価格協定についても当てはまることであつた。つまり、製紙会社のように一部の有力企業が独自に生産性の向上を進めて、他の中小加盟企業との間の経営格差を次第に拡大させてくると、そうした有力企業にとっては、輸入紙などとの競争において、製紙所連合会の最低価格協定が次第に企業経営活動の機動性を束縛する足枷に変わっていったようである。また一方、他の中小加盟企業の方でも、市価の低落化に有効な歯止めをかけることができず、そのうえ製紙会社など一部の有力企業の意向で左右される傾向が強まっていった最低価格協定の意義を疑問視する意見が次第に大勢を占めていったようである。

したがって、明治一六年一月に神戸製紙所が、「昨年十月十三日……連合会ニテ決定セル最低価格ハ昨年十二月三十一日以降其効力ヲ見ザル者ノ如ク思ハルレバ後日再ヒ最低価ヲ設クルヲ以テ益アリト認ムルマテハ最低価ノ定メヲ廃止スヘキコト」として、製紙所連合会による下等印刷用紙の最低価格協定の廃止を発議すると、他の加盟諸企業の中に異議を唱える意見もなかつた。かくして、加盟諸企業による「全会ノ賛成」をもって、「自今当分ノ間最低紙価ノ定メヲ廃スルコト」が決定されたのである。⁽²⁾

ところで、こうした最低価格協定の廃止は、さらに製紙所連合会の存在意義までも新ためて問い直させることになつた。なぜならば、製紙所連合会が設立されて以来の最重点活動は、すでに指摘したように洋紙販売価格の協定、なかでも下等印刷用紙の最低価格協定にあつたからである。したがって、最低価格協定の廃止後、加盟企業の中には、製紙所連合会を脱会する企業も現われるようになった。すなわち、磯野製紙所は、明治一六年九月に「過般來製品ノ売価日々下落ヲナスモ連合会ニ於テ之ヲ救フノ術ナキノミナラズ却テ同業中競争ノ勢益甚數シテ譬ヘ他ノ小益ナキニ非レトモ到底同業連合ノ実益少ナク」として、脱会を通告した。⁽²⁾ また、大阪製紙所（一五年に真島製紙所を改称）も、一六年末に脱会を申し入れた。⁽²⁾

もつとも、製紙所連合会は、こうした脱会の申し入れをすぐに承認しなかった。その代りとして、脱会申し入れの慰留を目的に一六年一〇月から価格協定廃止に合わせた組織の再編成を先に検討し始めた。その結果、翌月の一月に当番幹事の有恒社によって、製紙所連合会を製紙業界の単なる親睦的団体としての「製紙組合」に再編成しようとする案が提出された。²³⁾しかし、この改組案にたいして、製紙会社からは、「現今ノ連合会ハ市場ノ景況繁盛ニ趣クノ際ニ臨ミ速ニ紙価ヲ引上クルノ効アルモノナレトモ之ニ反シテ市場ノ景況衰退ノ時ニ臨ンデ紙価ノ低落ヲ防クコトヲ望ムベキ会ニアラザルナリ」として、たとえ現行の組織を縮小してもカルテル的組織の性格を失わずに、将来の市況回復を待つべきとした反論が出された。²⁴⁾また神戸製紙所も、「今更大ナル変革ヲ要スベカラス……現行ノ履行スル処ノ連合会ヲ以テ会員一同ノ安寧ヲ計ルニ足ルベキモノ」として、さらに強い調子で有恒社の改組案に反対した。²⁵⁾したがって、脱退申込み企業の慰留をめざした製紙所連合会の組織再編成は、結局行なわれなかったのである。

そこで、製紙所連合会では、明治一七年七月に磯野、大阪両製紙所の脱退を事後的に承認することになった。それとともに、国内民間製紙企業を網羅してきたカルテル的組織の性格も失われて、製紙会社、神戸製紙所、有恒社の有力三社だけの親睦的な同業者団体に性格を大きく変えていくようになった。かくて、一八年三月に磯野・大阪両製紙所とともに大蔵省へ印刷局製洋紙の市販停止を請願していくのを除くと、その後は、明治二〇年代に再び加入企業が增えて陣容が強化されるまでは、ただ「命脈を維持せるが如き観」を示すに過ぎなくなっていたのである。²⁶⁾

- (1) 浜田徳太郎「日本製紙連合会の起源と発達 六」(『紙業雑誌』第三七卷一一号、昭和一八年一月、一四—一五頁)。
- (2) 前掲『王子製紙社史』第一巻 一六頁。王子製紙編『日本紙業総覧』(昭和一二年版)四七五頁。明治一五年四月製紙所連合会「輸入紙増税願出整案」(前掲『製紙所連合会書類 五』所収)。
- (3) 前掲「日本製紙所連合会の起源と発達 六」一五頁。
- (4) 明治一四年一月六日付、製紙所連合会決議書類(前掲『製紙所連合会書類 五』所収)。

- (5) 明治一四年一二月一三日付、製紙所連合会決議書類(同上書類、所収)。
- (6) 前掲「日本製紙連合会の起源及其事業 二」(『紙業雜誌』第一卷二号、明治三九年一〇月、七頁)。明治一五年一〇月一〇日付、製紙所連合会決議書類(前掲「製紙所連合会書類 五」所収)。
- (7) 前掲「日本製紙連合会の起源及其事業 二」九頁。
- (8) 前掲「輸入紙増税願出整案」。
- (9) 同上書類。
- (10) 大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局百年史』、第二卷、昭和四七年、三三四—三三五頁。
- (11) 前掲明治一五年一〇月一〇日付、製紙所連合会決議書類。前掲「日本製紙所連合会の起源及其事業 二」七頁。
- (12) 明治一五年一〇月一三日付、製紙所連合会決議書類(前掲「製紙所連合会書類 五」所収)。
- (13) 前掲「日本製紙連合会の起源及其事業 二」九頁。同上「三」(『紙業雜誌』第一卷三号、明治三九年一二月、一三頁)。
- (14) 前掲明治一五年一〇月一〇日付、製紙所連合会決議書類。
- (15) 前掲『日本紙業総覧』五九—五九五頁。
- (16) 前掲「我製紙工業に就て」(『紙業雜誌』第七卷一—一五頁)。大川平三郎「青淵先生と製紙事業」(『竜門雜誌』第四八—一〇一頁、昭和三年一〇月、九一頁)。前掲『王子製紙社史』第一卷、一五五—一六七頁。
- (17) 製紙会社各期「考課状」。
- (18) 「渋沢君経済学者を招待す」(『竜門雜誌』第九号、明治二〇年一二月、一五一—一六頁。前掲『渋沢栄一伝記資料』第二一卷、七頁所収)。
- (19) 前掲明治一五年一〇月一三日付、製紙所連合会決議書類。
- (20) 明治一六年一月二七日付、製紙所連合会決議書類(前掲「製紙所連合会書類 五」所収)。
- (21) 明治一六年一〇月二四日付、梅津・パール・ファブリック書簡(『自明治一三年至明治三一年 旧連合会重要保存書類』所収)。
- (22) 明治一七年六月二九日付、大阪製紙所書簡(同上書類所収)。
- (23) 明治一六年一月製紙所連合会改組案(同上書類所収)。
- (24) 製紙会社「連合会維持ノ件ニ付意見書」(同上書類所収)。
- (25) 明治一七年二月一五日付、神戸製紙所書簡(同上書類所収)。
- (26) 前掲「日本製紙連合会の起源及其事業 五」(『紙業雜誌』第一卷五号、明治四〇年一月、一三一—一九頁)。

四 価格カルテルとしての評価

以上、製紙所連合会設立の背景と目的、および設立当初に行なわれた洋紙販売価格協定の事態などについて論述した。そこで次に、これまでの製紙所連合会をめぐる諸研究の再検討を通して、日本におけるカルテル的活動の嚆矢としての製紙所連合会の意義を考えていくことにしよう。

さて、冒頭で述べたように製紙所連合会設立の性格については、同業組合的団体とする見解と、カルテル的団体とする見解がある。このうちで、ほぼ通説的なのは、前者の同業組合的団体とする見解であったといつてよいだろう。その見解の要旨は、洋紙の販売価格協定が失敗したことから分かるように、未だカルテルとして不可欠な市場の統制機能をもたず、輸入紙の圧力に対抗していこうとした自衛組織的な色彩の濃い同業組合的団体でしかなかったとするものである。⁽¹⁾これに対して、後者のカルテル的団体とする見解の要旨は、外国製洋紙の輸入圧力に対抗するために販売価格の協定による市場の人為的統制をめざしたのであるから、たとえ所期の成果をあげられなかったとしても、日本における最初のカルテル的組織の結成にほかならなかったとするものである。そして、日本においてカルテル的組織がこのように資本主義の本格的発展に先行して早くから設立された理由を、不平等条約による低率な協定関税のもとで、国内の製紙業を外国製輸入紙の圧迫から保護し、育成していくのに必要であったと指摘している。⁽²⁾

しかし、こうした従来の見解には、両者ともいくつかの難点があると考えられる。その一つは、価格協定に関するものである。すなわち、製紙所連合会の性格と意義をめぐる従来からの見解の対立は、設立と同時に実施された洋紙販売価格の協定をめぐる解釈のちがいに主として起因していたといつてよい。そこで、従来の価格協定をめぐる解釈を要約すると、まず製紙所連合会を同業組合的団体とする見解では、価格協定を各加盟企業の販売価格設定にたいして

はじめから拘束力のない標準価格の申し合せに過ぎなかったとしていた。他方、カルテル的団体とする見解では、それを加盟諸企業の価格設定にある程度の拘束力をもったカルテル的価格協定であったとしていた。

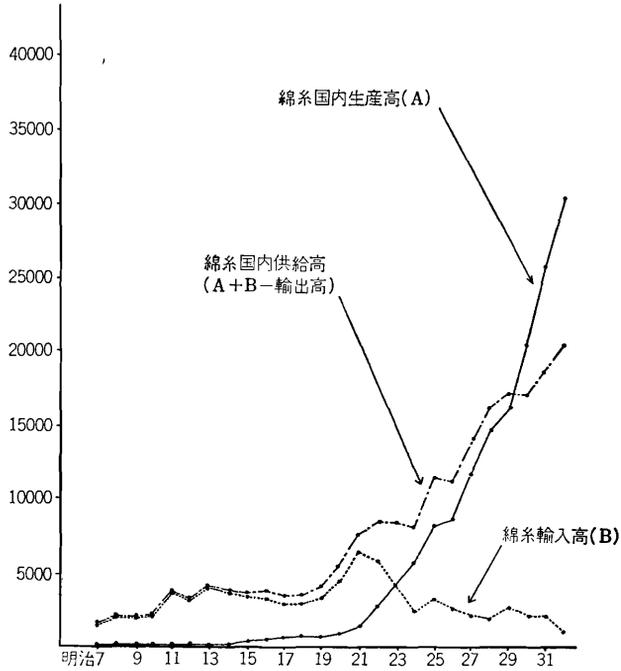
こうした価格協定の性格については、強力なアウトサイダーが出現したことに加えて、加盟企業の協定違反行為を少なからず許していくように、未だカルテルとしての十分な拘束力をもたなかったのを否定できない。そのために、たとえば、「各会議に於て出席会員が真面目に之を議せしのみならず其実行を期せし形跡の顯然たるを見れば当時各製紙所が少くも売捌代価の標準を本会の決議に取りしは明瞭なり」というように、単なる標準価格の申し合せに過ぎなかったとする意見も多い。けれども、それだけで協定価格が加盟企業にたいして拘束力をはじめから有していなかったとするのは、早計であろう。なぜなら、製紙所連合会創立条規第二条には、すでに指摘したように「必ス之ヲ遵守シテ密ニ之ヲ増減スベカラズ」として、価格協定を単なる標準価格の申し合せとしないことが明記されている。また、加盟企業にたいして拘束力を本来もたない標準価格の申し合せであるならば、加盟企業の間で協定違反行為が問題化したり、価格の変更にたいする利害関係の対立が深刻になって、脱退企業まで生みだしていくこともなかったと考えられる。しかも、製紙所連合会のリーダー的企業であった製紙会社は、前述のように明治一六年の製紙所連合会改組問題の際に「現今ノ連合会ハ市場ノ景況繁盛ニ趣クノ際ニ臨ミ速ニ紙価ヲ引上クルノ効アルモノ……」として、洋紙価格の人為的引上げという価格カルテル的意図を明言していた。したがって、製紙所連合会の性格は、輸入紙の防遏化だけでなく、明らかに価格カルテルも志向したものであったといわざるを得ない。

なお、こうした価格協定の意図については、当時の製紙業が価格カルテルの試みを行ないうるような産業的、市場的条件を備えていたのかが検討されねばならないであろう。というのは、そうした条件が全く欠けていたのであるならば、製紙所連合会による価格カルテルの試みは、はじめから目論むべくもないからである。しかし、すでに見てき

たように、その頃の製紙業は、未だ製品の質、コストの両面で輸入紙に及ばなかったまでも、外国為替相場の下落に助けられながら、はじめ輸入圧力があまり強くなかった下等印刷用紙を中心として国内洋紙市場の三分の二以上のシェアを確保していくようになっていった。

この点は、製紙所連合会の設立に対比させてしばしば論じられる紡績連合会の設立された当時の綿糸紡績業の産業構造、市場構造と少なからぬ相違があった。ちなみに、明治一五年に設立された当時の紡績連合会の性格について、製紙所連合会と同様に、同業組合的団体とする見解とカルテル的団体とする見解がこれまで対立しながら主張されてきた。また、その中には、紡績連合会と製紙所連合会の設立当初の性格がほぼ共通していたとする見解であるとか、製紙所連合会に比べると紡績連合会の方がむしろ設立時からカルテル的性格を強くもっていたとする見解などもあった。⁽⁴⁾しかし、紡績連合会の設立された明治一五年当時の綿糸紡績業は、すでにかかなりの綿糸需要をかかえながらも、払込み資本金二、三万円の未だ小規模な「二〇〇〇鍾」紡績工場を主体に構成されていた。そして、この綿糸紡績業が本格的に発展をはじめるのは、その後一六年に資本金二八万円で設立された最初近代的大紡績会社である大阪紡績が高成績をおさめてからのことであった。ところが、製紙業では、それよりも早く製紙所連合会の設立された一三年当時すでに払込み資本金二五万円の製紙会社をはじめとする近代的工場経営が未だ不十分ながらも自立的に行なわれていた。そこで、第三図に明らかかなように綿糸紡績が明治一〇年代に未だ輸入紙に圧倒されて国内綿糸市場をほとんど掌握していなかったのと対照的に、製紙業は、前述のようにともかく国内市場の三分の二以上のシェアを一応確保していたのである。したがって、製紙所連合会設立当時の製紙業は、未だはるかに時機尚早であったが、その頃の綿糸紡績業などに比較するならば、製紙企業家が市場統制などのカルテル的活動を行なうと判断を誤るような産業的、市場的条件を多少とも示していたようにみえる。⁽⁵⁾

第3図 綿糸の国内市場供給高（輸出を除く）および国内生産高と輸入高の推移
（単位：1万ポンド）



輯西光速編『現代日本産業発達史 XI 繊維上』
昭和39年 統計表Ⅲ-6から作成

このような当時の製紙業をめぐる諸条件のもとで、アメリカ製紙業界のカルテル的団体の結成に影響された国内製紙業者によって、下等印刷用紙の市価安定化と輸入紙の防遏化をめざした製紙所連合会による価格協定が実行されていたのである。したがって、その価格協定は、結局時機尚早なことから失敗して僅か二年間の実施後に放棄されたけれども、日本の近代的鉦工業分野で最初の自生的なカルテル的行為であったといつてよいであろう。⁽⁶⁾

(1)

同業組合的団体とする見解には、前掲『現代日本産業発達史 二九 総論(上)』三四七、四九二―四九三頁。美濃部亮吉『カルテル・トラスト・コンツェルン(下)』昭和六年、一七―一八頁。前掲『日本のカルテル』(『日本経営史講座四

- 日本の企業と国家』昭和五一年、一七〇頁）。吉田仁風編『日本のカルテル』昭和二九年、二〇頁などがある。
- (2) 価格カルテル的団体とする見解には、前掲『明治初期独占論』、九、二二—二三、二六—二七頁。森芳三「明治前期における近代的独占の先駆形態」（東北大学経済学会『経済学』第三七号、昭和三〇年一〇月、五一頁）。正田彬編『カルテルと法律』昭和四三年、二頁。上林貞治郎他著『現代企業形態論』昭和三七年、二八〇頁などがある。
- (3) 前掲「日本製紙連合会の起源及其事業」九頁。
- (4) 前掲『現代日本産業発達史 二九 総論（上）』三四七頁。前掲『明治初期独占論』一六一—二七頁。前掲「明治前期における近代的独占の先駆形態」六六—七三頁などを参照されたい。
- (5) 製紙所連合会と紡績連合会の設立については、前掲『紙・パルプ』一三一頁の注（三三）も、「その性質を異している」として、製紙業では「需要は少なく、輸入攻勢ははげしいものではなかった。これらのなかで増産は過剰となり、輸入洋紙対策とも関連し業者間の共同歩調とならざるをえなかった」こと、また綿糸紡績業では「もともとその需要が存在し、これを背景として輸入が幕末以来急増しており、この対策として国内綿業の振興が要望され、十基紡などのかたちでの国家資産のテコ入れがおこなわれたものにはかならない」ことを指摘している。
- (6) ここでのカルテルの概念は、市場独占の有無を判断基準に独占の一形態と定義しているのではなく、独立企業による市場の自主的統制をめざした共同行為として広義に一応解釈している。（濠利重隆編『経営学辞典』昭和四二年、一四〇—一四二頁。伊従寛他編『独占・公正取引』昭和四〇年、一五七—一五九頁などを参照）。

五 むすび

これまで見てきたように、製紙所連合会は、日本の資本主義が未だ本格的な発展をはじめていない明治一三年二月に近代製紙業の同業者団体として設立された。そして設立と同時に、外国製洋紙の輸入防遏をめざす上等印刷用紙の最高価格協定と、すでに一応の国内自給化を進めていた下等印刷用紙の市価下落防止をめざす最低価格協定を実施した。しかし、輸入紙の中心は、その頃になると上等印刷用紙から安価な下等印刷用紙に移ってきた。しかも、輸入

されてくる下等印刷用紙の価格は、国産紙に比べると割安であった。そのために、輸入紙の防遏をめぐした上等印刷用紙の最高価格協定は、じきに意味がなくなつた。また、市価の安定化をめざした下等印刷用紙の最低価格協定も、相次いで価格の引下げを余儀なくされて、ついに一六年一月廃止されることになつた。

このように製紙所連合会による洋紙の販売価格協定は、アウトサイダーの出現によって所期の成果があがらず失敗に終つた。しかし、その価格協定は、最低価格協定に示されるように市場価格の人為的統制をめざした価格カルテルの試みであつた。したがつて、日本の近代鉱工業分野におけるカルテル的活動の嚆矢でもあつた。

このように製紙業でカルテル的行為が早くから行なわれたのは、その頃の製紙業が当初未だ輸入圧力の弱かつた下等印刷用紙を中心として三分の二以上の国内洋紙市場シェアをすでに確保するようになっていたためである。しかも、こうした産業的、市場的条件に加えて、当時の欧米産業界の事情に比較的通じていた神戸製紙所のトーマス・ウォルシヤ製紙会社の渋沢栄一などによる指導も、重要な主体的条件になつた。とくに、ウォルシヤは、アメリカ製紙業のカルテル的団体結成についての情報を国内製紙業者に知らせただけでなく、日本にも同様の団体を結成すべく渋沢とともに製紙所連合会の設立を主導したのである。

ところで、製紙所連合会による価格協定の失敗には、先に指摘した下等印刷用紙の輸入圧力のほかに、協定の実施方法がきわめてルーズであつたことや、加盟企業間で価格協定にたいする利害関係の対立が生じていったことなども二次的原因として指摘できる。なかでも、製紙会社など一部の有力企業と他の中小企業との間の不均等的企業成長によつて生じた利害関係の対立は、価格カルテルの試みにたいする加盟企業の結束を困難にしていただけでなく、やがて加盟企業の中から脱退者を生んで製紙所連合会の性格を変えさせていくようになった。すなわち、製紙所連合会は、それ以後全国の民間製紙企業を網羅したカルテル的組織の性格を失つて、有力少数企業中心の親睦的団体として

存続していくことになったのである。

かくして、製紙所連合会は、日本の近代鉱工業分野で最初のカルテル的活動を実施したものの、アウトサイダーの出現や加盟企業間の利害対立化などによって僅か二年でそれに失敗して、以後単なる親睦的団体に組織の性格を変えていくことになった。そして、日本における本格的なカルテル活動は、この製紙業ではなくて、周知のようにその後明治二〇年代から綿糸紡績業を中心に展開されていくようになったのである。

(追記) 本稿で使用した製紙所連合会関係の史料は、財団法人・紙の博物館所蔵のものである。閲覽に際しては、館長野口為一郎氏をはじめとして同館の方々のお世話になった。記して厚く御礼申し上げます。